

No	項目	Q	質問内容	A	回答
1	評価認定対象		営業所(支店)毎に申請を行うことは可能ですか？		申請は事業者単位で行っていただきますので、営業所(支店)毎に申請することはできません。
2	評価認定対象		営業所が複数の県に跨っているのですが、都道府県毎に申請することは可能ですか？		申請は事業者単位で行っていただきますので、都道府県毎に申請することはできません。
3	申請条件		A営業所は行政処分で申請資格が無いのですか、残りのB・C・D営業所分を申請することはできますか？		申請は事業者単位で行っていただきますので、A営業所が申請条件を満たさない場合、他のB・C・D営業所分も申請することはできません。
4	申請条件認定取消		乗合バスで発生した事故や行政処分については申請条件や認定の取消に影響しますか？		貸切バスに関わる事象を対象としていますので、乗合バスで発生した事故や行政処分等は申請条件や認定の取消には影響しません。
5	申請条件認定取消		死傷事故や転覆等の事故が発生した場合、有責の第一当事者かどうかについて、どのように判断するのですか？		有責の第一当・第二当については警察の判断、または保険会社の過失割合等で判断します。また、認定取消の際は最終的に安全性評価認定委員会において決定いたします。
6	申請料		申請料はどのように利用するのですか？		運営費(人件費・賃借料・会議費)や訪問審査費用(人件費・交通費・宿泊費)や宣伝広告費などに充当します。
7	申請料		認定を受けられなかった場合、申請料は返還してもらえますか？		認定を受けられなかった場合、もしくは審査が途中で中止になった場合でも、申請手数料の返還はいたしません。また、認定後に認定取消となった際も申請手数料は返還いたしませんのでご了承ください。
8	審査方法(訪問審査)		訪問審査にはどれくらいの時間をかける予定ですか？		訪問審査は一事業者様について2時間程度を予定しています。
9	審査方法(訪問審査)		訪問審査にかかる費用(審査員の交通費・宿泊費等)は申請事業者が負担するのですか？		審査員の交通費・宿泊費等は全て日本バス協会が負担いたします。
10	審査方法(訪問審査)		訪問審査では具体的にどんなことを審査するのですか？		休憩仮眠施設の状況や書類の保管状況を確認いたします。審査項目の詳細については、訪問審査前に改めてお知らせいたします。
11	認定取消欠格期間		認定の取消を受けた場合、欠格期間後すぐ再申請ができますか？それとも次回の申請受付まで申請できないのですか？		事故・行政処分による認定取り消しの場合は、欠格期間を満了した事業者を対象とし、特別申請ができます。
12	更新申請		更新申請の際も申請料は必要ですか？		更新申請の際も申請料は必要です。また認定証および認定ステッカーの代金も必要となります。
13	更新申請		二ツ星および三ツ星事業者が事故により認定を取り消しの場合、次の申請は一ツ星からのスタートになりますか？		二ツ星および三ツ星事業者に限り、取り消し条件のウとエに該当する場合は、再評価の申請ができます。
14	更新申請		更新申請の際も今回と審査項目は同じですか？それとも今後変更になる可能性はありますか？		一部見直しをする場合もありますが、大幅に内容を変更することは予定しておりません。但し、法改正等が実施された場合はそれに合わせて内容も変更いたします。
15	安全性に対する取組状況		1. ③で「最繁忙期間中」とありますが、最繁忙期間の条件や定義はありますか？		最繁忙期間は地域や事業者・営業所によって異なると思いますので、各事業者様において任意の期間をご指定下さい。期間の長さについても特に指定はいたしません。
16	安全性に対する取組状況		2. ②で自動車事故報告書は車両故障の場合でも提出するのですか？		報告書の保存状況の確認が目的ですので、原因が車両故障であっても提出してください。
17	事故及び行政処分の状況		大項目2「事故及び行政処分の状況」は、評価シートや事業者から提出する添付資料は必要ないのですか？		大項目2「事故及び行政処分の状況」については、すべて国土交通省からデータの照会を受けますので、事業者様から提出して頂く評価シートや添付資料はございません。
18	運輸安全マネジメント		営業所が2ヶ所あり、そのうち1ヶ所が認可後3年未満の場合、運輸安全マネジメントにおいて準大規模事業者になるのですか？		準大規模事業者になります。申請基準日の車両数および営業所数で規模の区分が決まります。
19	運輸安全マネジメント		平成28年度中に営業所を2箇所→1箇所に減らした場合、車両数が100両未満なら運輸安全マネジメントにおいて中小規模事業者になるのですか？		中小規模事業者になります。申請基準日の車両数および営業所数で規模の区分が決まります。
20	運輸安全マネジメント		乗合バスで大規模事業者として運輸安全マネジメントを作成・公表している場合でも、貸切バスは1営業所10台という場合は中小規模事業者扱いでよいのですか？		中小規模事業者になります。乗合バスの規模に関係なく、あくまで貸切バスの車両数および営業所数で規模の区分が決まります。
21	運輸安全マネジメント		乗合バスとの兼業事業者ですが、運輸安全マネジメントのように乗合(他業種)と一体となって作成されている項目については、添付資料はどうしたらよいですか？		運輸安全マネジメントの「安全方針」のように業種毎に分けることが困難な項目は、そのまま資料を添付して下さい。事故記録や乗務記録や車両点検表など乗合(他業種)と区別できる項目については、貸切の資料を提出して下さい。
22	書類の提出方法		提出書類はどのような順番でまとめれば良いですか？		各評価項目毎に、評価シート、(チェックリスト)、添付資料の順でまとめて下さい。日本バス協会のホームページに申請書類の記入例を公開していますので、その順番を参考にして下さい。
23	書類の提出方法		乗務員台帳・乗務日報・点呼簿などの添付資料は実物を提出するのですか？コピーしたものでも可ですか？		コピーしたものでかまいません。
24	書類の提出方法		平成27年度に既に認定を受けている事業者ですが、更新申請の際は添付資料の省略は可能ですか？		前回提出したことを理由に添付資料を省略することはできません。再度添付資料の用意をお願いいたします。
25	その他		保有車両には他社(親会社等)から委託されている車両も含めるのですか？		他社から委託されている車両は保有車両には含めません。あくまで自社で保有している分のみ記入して下さい。
26	その他		保有車両には他社(子会社等)に委託している車両も含めるのですか？		他社に委託している車両も保有車両に含まれます。
27	その他		審査対象の営業所には他社(子会社等)に委託している営業所も含めるのですか？		他社に委託している営業所も審査対象に含まれます。
28	その他		乗合と貸切を両方やっている場合、社員数の記入等は営業所(支店)の人員全員ですか？それとも貸切充充分の人員だけですか？		乗合事業と貸切事業で完全に人員が分かれている場合は、貸切事業に従事している人員分がかまいませんが、乗合と貸切で兼務をしている場合は兼務している人員分も含めて記入して頂きます。
29	その他		今後の参考とするため、点数(審査結果)は認定する、認定しないに関わらず申請事業者に公開されますか？		全項目の点数(審査結果)については申請を行った各事業者様にお返しいたします。
30	その他		認定事業者は公表されるのですか？その際は点数も公表されるのですか？		認定事業者は日本バス協会および国土交通省自動車局より公表されます。但し、各社の点数については公表いたしません。
31	その他		なぜ初回申請から二ツ星や三ツ星事業者の認定をしないのですか？		継続的に安全輸送を行っている事業者に対し、二ツ星・三ツ星を認定するという方針から、初回申請では全て一ツ星といたしました。
32	その他		他の事業者と合併(または会社分割)することを検討していますが、評価・認定に影響はありますか？		合併・分社をする場合は至急日本バス協会までご連絡ください。内容によっては追加審査を実施したり、認定を取り消す場合もあります。
33	その他		二次募集を行いますか？		二次募集の予定はありません。